

区画別分譲面積・価格一覧表

No.	地区	所在地	間口(m)	奥行(m)	面積㎡(坪)	単価(㎡)	分譲価格
①	幾寅地区	744番25	16.00	28.00	447.98(135.5)	1,520円	680,000円
⑤	幾寅地区	744番30	19.01	22.00	439.88(133.1)	1,520円	668,000円
⑩	下金山地区	783番12	21.30	29.50	589.11(178.2)	605円	356,000円
⑪	落合地区	163番2	29.00	18.00	522.00(157.9)	908円	473,000円

1 申込条件

- ①分譲対象者 南富良野町在住者及び居住希望者で、自ら居住する住宅を建築するために宅地を必要とする個人。
- ②購入条件 登記目的取得及び転売はできません。
- ③住宅建築年限 契約後、住宅を建築できる方。
- ④契約解除 契約を解除したときは、違約金として契約金額の10%を差し引いて残金90%で買い戻します。
- ⑤購入可能区画数 1世帯1区画
- ⑥購入申込方法 「南富良野町住宅用分譲地購入予約書」を提出していただきます。
用紙は役場に置いてありますので希望者をご連絡願います。
※予約書の有効期限は、提出の日から6ヶ月以内です。
また、購入希望区画の予約は、申込受付順となりますのでご了承ください。

2 問い合わせ先 南富良野町役場企画課企画振興係 (TEL 52 - 2115)

町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/town-info/bunjoyou/bunjoyou.htm>

ご利用ください！ 廃屋解体撤去助成制度

廃屋などの解体撤去については本来、財産権や法令に基づき所有者が適切に対処しなければならないことになっていきます。

しかし、近年の廃棄物処理の基準改正に伴い、解体撤去の費用負担が増加したことや所有者の高齢化などにより処理が進まず廃屋などが点在しており、町では景観や防犯、防災の観点から解体撤去に係る費用の一部を助成する制度を創設しています。

なお、この助成制度は平成28年3月31日までです。

①助成対象家屋

☆町内にある個人（共同所有を含む）が有する建物（付属する建物を含む）で周囲に危険を及ぼす恐れがあり、使用することが不能である廃屋。

②助成対象者

☆助成対象家屋を有し、町税などの滞納がなく、町内に本店、営業所、事務所を有し、解体及び撤去を行う資格を有する解体撤去業者を利用すること。

③助成金額

☆解体撤去費用の100分の30に相当する額。（上限額30万円）

④助成対象撤去工事

☆解体撤去費用が30万円以上であること。（付帯する地下埋設物などや公共事業の補償対象の建物に係る撤去費用は対象外）

⑤事前の手続き

☆工事着手前に「撤去工事費計画書」を町へ提出し、審査・承認を受けなければなりません。

⑥完了後の手続き

☆撤去工事完了から30日以内に「補助金交付申請書」を町へ提出することになります。

●申請窓口・問い合わせ先 南富良野町役場企画課企画振興係 (TEL 52 - 2115)

町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.minamifurano.hokkaido.jp>